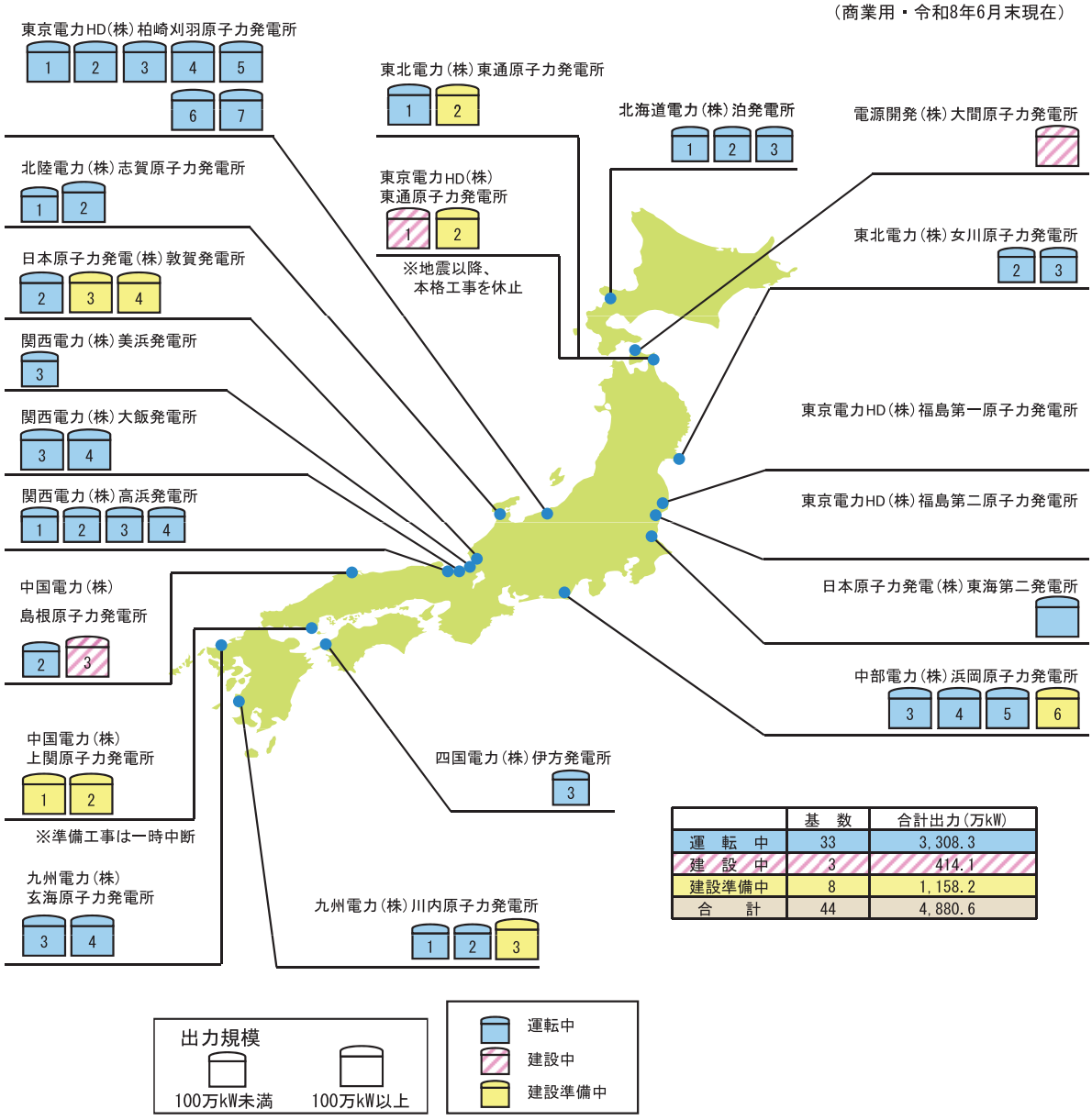
資料13 我が国の原子力発電所立地図

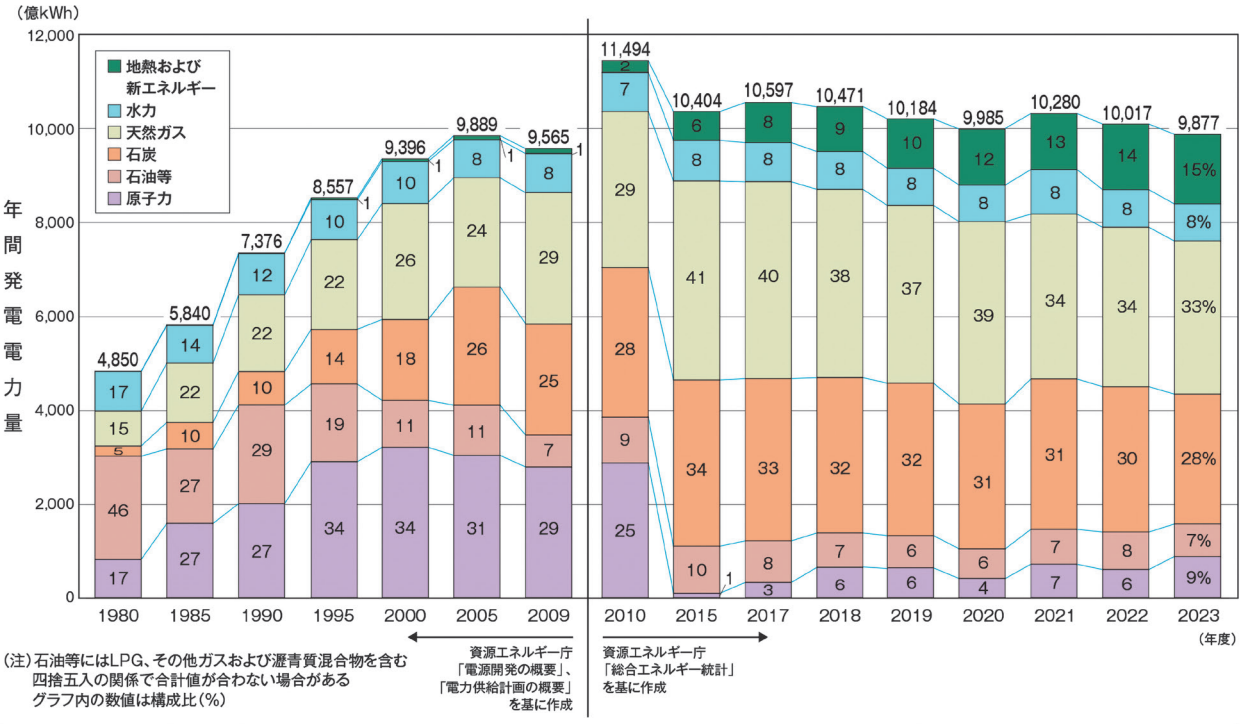
（商業用・令和8年6月末現在）



	基　数	合計出力(万kW)
運　転　中	33	3,308.3
建　設　中	3	414.1
建設準備中	8	1,158.2
合　　計	44	4,880.6

運転終了：日本原子力発電(株)東海発電所【1998.3.31】／中部電力(株)浜岡原子力発電所１・２号機【2009.1.30】
日本原子力発電(株)敦賀発電所１号機【2015.4.27】／関西電力(株)美浜発電所１・２号機【2015.4.27】
九州電力(株)玄海原子力発電所１号機【2015.4.27】／中国電力(株)島根原子力発電所１号機【2015.4.30】
四国電力(株)伊方発電所１号機【2016.5.10】／関西電力(株)大飯発電所１・２号機【2018.3.1】
四国電力(株)伊方発電所２号機【2018.5.23】／東北電力(株)女川原子力発電所１号機【2018.12.21】
九州電力(株)玄海原子力発電所２号機【2019.4.9】／東京電力HD(株)福島第二原子力発電所【2019.9.30】
計画中止：東京電力HD(株)福島第一原子力発電所７・８号機【2011.5.20】
東北電力(株)浪江・小高原子力発電所【2013.3.28】
廃　　止：東京電力HD(株)福島第一原子力発電所１～４号機【2012.4.19】
東京電力HD(株)福島第一原子力発電所５・６号機【2014.1.31】

資料14 我が国の発電電力量の推移（電気事業用）

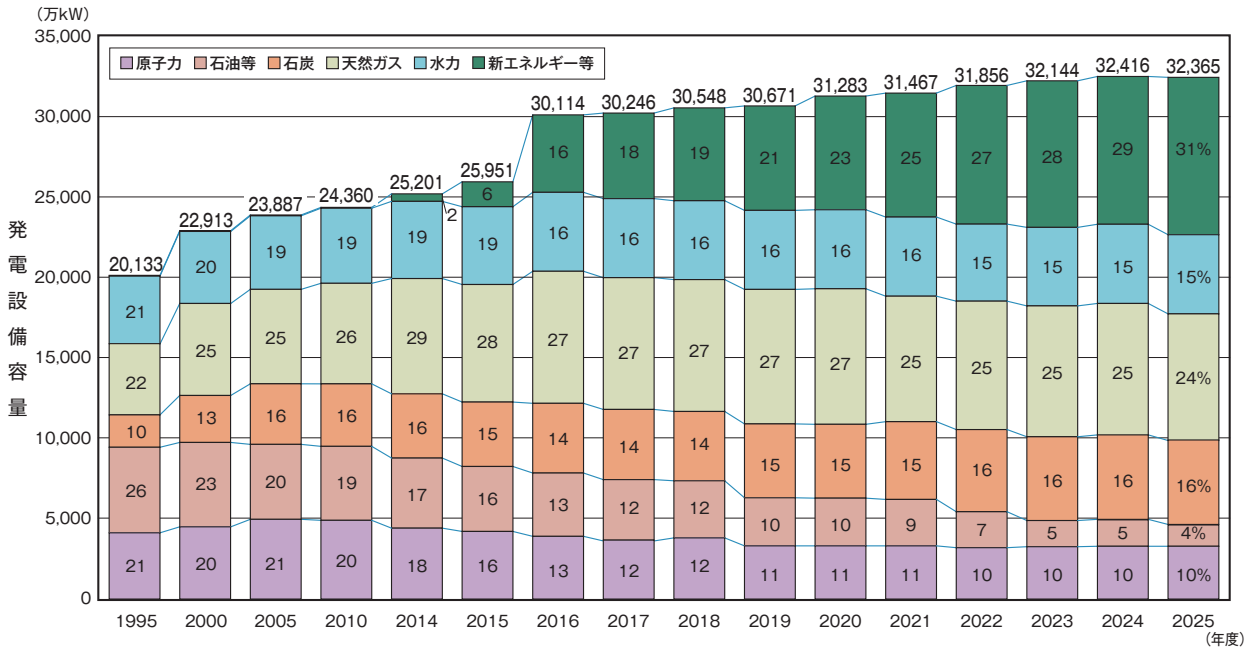


（注）石油等にはLPG、その他ガスおよび遡青質混合物を含む
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある
グラフ内の数値は構成比（%）

（出典：「原子力・エネルギー」図面集）

資料

資料15 我が国の発電設備の推移（電気事業用）



（注）石油等にはLPG、その他ガスおよび瀝青質混合物を含む
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある
グラフ内の数値は構成比（%）

（出典：「原子力・エネルギー」図面集）

資料16 我が国の原子力発電所設備利用率

設置者名	発電所名	年度 / 許可出力(MW)	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
日本原子力発電㈱	東海	166																		
	東海第二	1,100	74.5	35.1	74.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	敦賀1号	357	48.4	30.5	68.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	〃 2号	1,660	23.0	91.6	75.2	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北海道電力㈱	泊1号	579	64.5	83.2	102.3	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 2号	579	68.0	71.3	84.1	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 3号	912		＊103.3	85.2	103.4	9.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東北電力㈱	女川原子力1号	524	0.5	86.2	66.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	〃 2号	825	99.4	51.4	60.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.2	76.2
	〃 3号	825	67.7	74.5	70.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東通1号	1,100	70.0	76.0	85.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京電力HD㈱	福島第一原子力1号	460	54.5	91.7	51.5															
	〃 2号	784	86.0	73.4	67.9															
	〃 3号	784	90.5	71.2	68.1															
	〃 4号	784	70.2	82.6	66.5															
	〃 5号	781	80.5	86.5	63.8	0.0	0.0	0.0												
	〃 6号	1,100	95.2	80.0	38.5	0.0	0.0	0.0												
	福島第二原子力1号	1,100	89.1	93.6	66.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	〃 2号	1,100	81.5	93.4	77.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	〃 3号	1,100	73.1	82.1	94.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	〃 4号	1,100	93.4	71.5	72.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	柏崎刈羽原子力1号	1,100	0.0	0.0	82.6	35.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 2号	1,100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 3号	1,100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 4号	1,100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 5号	1,100	0.0	0.0	33.9	82.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 6号	1,356	0.0	55.1	77.6	101.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.9
	〃 7号	1,356	0.0	72.3	78.5	38.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中部電力㈱	浜岡原子力1号	540	0.0																	
	〃 2号	840	0.0																	
	〃 3号	1,100	95.4	69.8	66.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 4号	1,137	87.4	60.3	68.3	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 5号	※1,267	44.7	12.6	18.7	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北陸電力㈱	志賀原子力1号	540	0.0	98.5	63.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	〃 2号	1,358	85.7	47.5	89.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
関西電力㈱	美浜1号	340	77.2	73.7	64.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	〃 2号	500	66.5	72.8	60.4	68.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	〃 3号	826	83.0	75.2	104.5	12.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.4	60.3	79.1	85.0	88.8
	高浜1号	826	75.2	85.6	81.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.2	79.2	79.4
	〃 2号	826	74.7	93.2	71.8	68.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.2	76.5	85.2
	〃 3号	870	67.8	78.5	84.4	94.4	0.0	0.0	0.0	10.5	0.0	85.1	76.9	80.4	5.8	96.5	71.3	76.6	94.7	86.3
	〃 4号	870	67.3	87.6	89.3	32.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	73.9	65.6	54.5	101.2	45.9	74.5	98.0	70.2
	大飯1号	1,175	83.6	53.9	61.1	29.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	〃 2号	1,175	87.1	67.5	63.2	72.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	〃 3号	1,180	39.7	77.4	86.4	0.0	75.6	43.0	0.0	0.0	0.0	3.9	102.8	80.4	31.1	75.0	69.6	88.5	100.6	81.0
	〃 4号	1,180	76.6	86.8	84.9	31.2	71.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.6	81.9	80.5	96.9	72.1	86.7	82.4	95.0
中国電力㈱	島根原子力1号	460	86.4	65.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
	〃 2号	820	45.2	96.6	31.8	82.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.6	87.9
四国電力㈱	伊方1号	566	77.9	72.0	84.1	24.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								
	〃 2号	566	90.3	76.1	79.1	79.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
	〃 3号	890	85.1	86.7	102.8	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	63.4	52.0	42.8	75.4	0.0	31.6	92.4	86.8	76.5	80.6
九州電力㈱	玄海原子力1号	559	101.8	83.8	82.3	69.3	0.0	0.0	0.0	0.0										
	〃 2号	559	72.4	77.3	85.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
	〃 3号	1,180	82.9	81.2	70.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	96.6	81.8	82.6	82.0	30.2	78.0	101.2	80.5
	〃 4号	1,180	99.1	83.8	84.0	65.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	78.0	81.2	75.3	100.9	37.8	99.8	83.0	77.3
	川内原子力1号	890	75.2	79.9	91.0	11.3	0.0	0.0	0.0	65.0	85.8	88.4	87.4	81.2	38.4	87.4	93.8	99.6	84.1	86.6
	〃 2号	890	73.8	101.5	77.9	43.4	0.0	0.0	0.0	45.4	82.4	104.5	67.3	85.1	42.4	95.3	84.6	87.0	83.7	86.9
合計		※49,467	60.0	65.7	67.3	23.7	3.9	2.3	0.0	2.5	5.0	9.1	19.3	20.6	13.4	24.4	19.3	28.9	32.3	33.6

（注）1. 設備利用率＝$\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力}\times\text{暦時間数}}\times100$（%）定格熱出力一定運転により、設備利用率が100%を超える場合がある。

2. ＊印の欄は当該発電所の運開初年度にあたり、運転開始以降の歴時間数に基づく設備利用率を計上してある。

3. 日本原子力発電㈱東海発電所（166MW）は1997年度末に営業運転を停止した。

4. ※浜岡5号はタービン圧力プレート設置に伴う変更後の出力（2007年3月13日より1,380MWから1,267MWに変更）

実用発電用原子炉に係る新規制基準について

－概要－

原子力規制委員会

福島第一原発事故以前の安全規制への指摘

➢ 福島第一原発事故以前の安全規制の問題点として、事故以前にはシビアアクシデント対策が規制の対象とされず十分な備えがなかったこと、また新たな基準を既設の原発にさかのぼって適用する法的仕組みがなく、常に最高水準の安全性をはかることがなされなかったことなどが指摘された。

○ 外部事象も考慮したシビアアクシデント対策が十分な検討を経ないまま、事業者の自主性に任されてきた。（国会事故調）

○ 設置許可された原発に対してさかのぼって適用する（「バックフィット」といわれる）法的仕組みは何もなかった。（国会事故調）

○ 日本では、積極的に海外の知見を導入し、不確実なリスクに対応して安全の向上を目指す姿勢に欠けていた。（国会事故調）

○ 地震や津波に対する安全評価を始めとして、事故の起因となる可能性がある火災、火山、斜面崩落等の外部事象を含めた総合的なリスク評価は行われていなかった。（政府事故調）

○ 複数の法律の適用や所掌官庁の分散による弊害のないよう、一元的な法体系となることが望ましい。（国会事故調）

1

新規制基準の前提となる法改正（平成24年6月公布）

- 平成２４年６月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、人の安全に加え、環境を守ることを目的に追加するとともに、シビアアクシデントを規制対象とすること、新基準を既設の原発にさかのぼって適用する制度などが規定された。
- また、改正法の施行は、実用発電用原子炉については原子力規制委員会が設置された日から１０か月以内、核燃料施設等については１年３か月以内とすることが定められた。

○ 法目的の追加
- 「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」
- 「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的」

○ 重大事故も考慮した安全規制への転換
- 保安措置に重大事故対策（シビアアクシデント対策）が含まれることを明記し、法令上の規制対象に
- 事業者による原子力施設の安全性向上を図るために総合的な安全評価を定期的に実施し、その結果等の国への届出及び公表を義務づけ

○ 最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換
- 既に許可を得た原子力施設に対しても最新の規制基準への適合を義務づける、「バックフィット制度」を導入

○ 原子力安全規制の一元化
- 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制（定期検査等）を、原子炉等規制法に一元化
- 原子炉等規制法の目的、許可等の基準から原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、安全の観点からの規制であることを明確化

2

実用発電用原子炉に係る新規制基準

3

新規制基準検討のスケジュール

- 改正法の施行（平成25年7月）に必要な作業として、新規制基準（委員会規則）の検討を実施。
- 基準の検討は公開で行い、2度のパブリックコメントを実施。

規制委員会での有識者ヒアリング → 基準検討チームでの検討（公開） ← 国際基準との比較

↓

被規制者からの意見聴取

↓

基準骨子案の取りまとめ

↓

専門家ヒアリング（設計基準、シビアアクシデント対策のみ）／パブリックコメント（H25/2/7～2/28）

↓

規則条文案作成

↓

パブリックコメント（H25/4/11～5/10）

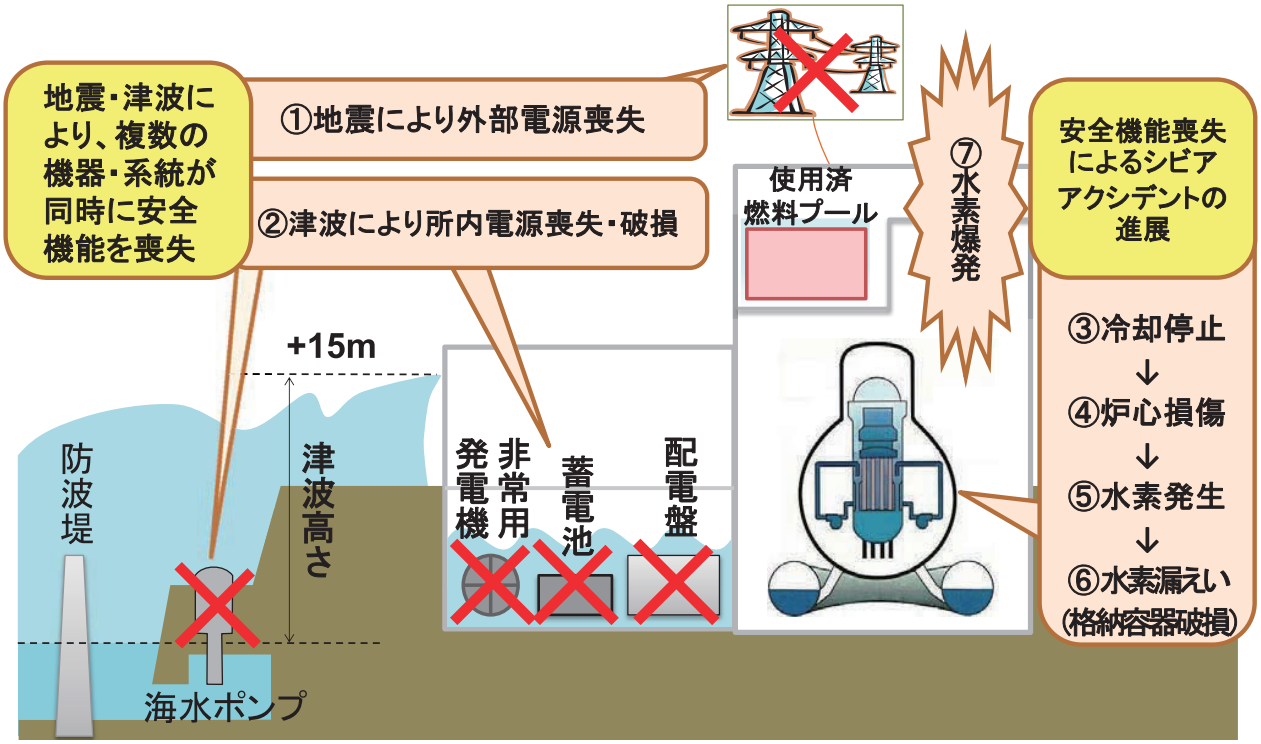
↓

施行（H25/7/8）

4

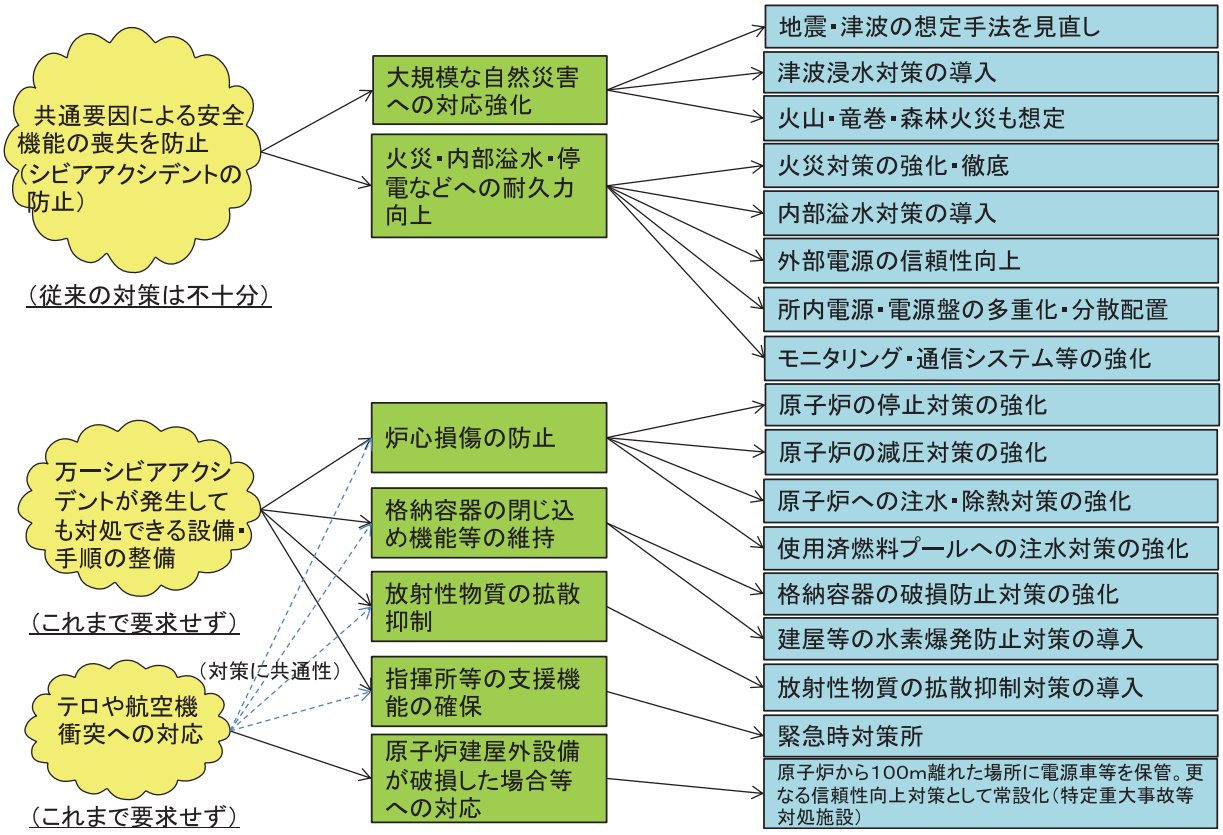
福島第一原発事故における教訓

- 福島第一原発事故では地震や津波により、複数の機器・系統が同時に安全機能を喪失。
- さらに、その後のシビアアクシデントの進展を食い止めることができなかった。



新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項

➢ 共通要因による安全機能喪失及びシビアアクシデントの進展を防止するための基準を策定



新規制基準の基本的な考え方

➢ 新規制基準では、「深層防護」を基本とし、共通要因による安全機能の喪失を防止する観点から、自然現象の想定と対策を大幅に引き上げ。
➢ また、自然現象以外でも、共通要因による安全機能の喪失を引き起こす可能性のある事象（火災など）について対策を強化。

① 「深層防護」の徹底

目的達成に有効な複数の(多層の)対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えるとき、他の層での対策に期待しない。

② 共通要因故障をもたらす自然現象等に係る想定の大幅な引き上げとそれに対する防護対策を強化

地震・津波の評価の厳格化、津波浸水対策の導入、多様性・独立性を十分に配慮 、火山・竜巻・森林火災の評価も厳格化

③ 自然現象以外の共通要因故障を引き起こす事象への対策を強化

火災防護対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入、停電対策の強化（電源強化）

④ 基準では必要な「性能」を規定（性能要求）

基準を満たすための具体策は事業者が施設の特性に応じて選択

7

シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針

- 新規制基準では、万一シビアアクシデントが発生した場合に備え、シビアアクシデントの進展を食い止める対策を要求。
- また、法目的にテロの発生を想定する旨が追加されたことも踏まえ、テロとしての航空機衝突への対策も要求。

① 「炉心損傷防止」、「格納機能維持」、「ベントによる管理放出」、「放射性物質の拡散抑制」という多段階にわたる防護措置

② 可搬型設備での対応（米国式）を基本とし、常設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上

③ 使用済み燃料プールにおける防護対策を強化

④ 緊急時対策所の耐性強化、通信の信頼性・耐久力の向上、使用済み燃料プールを含めた計測系の信頼性、耐久力の向上（指揮通信、計測系の強化）

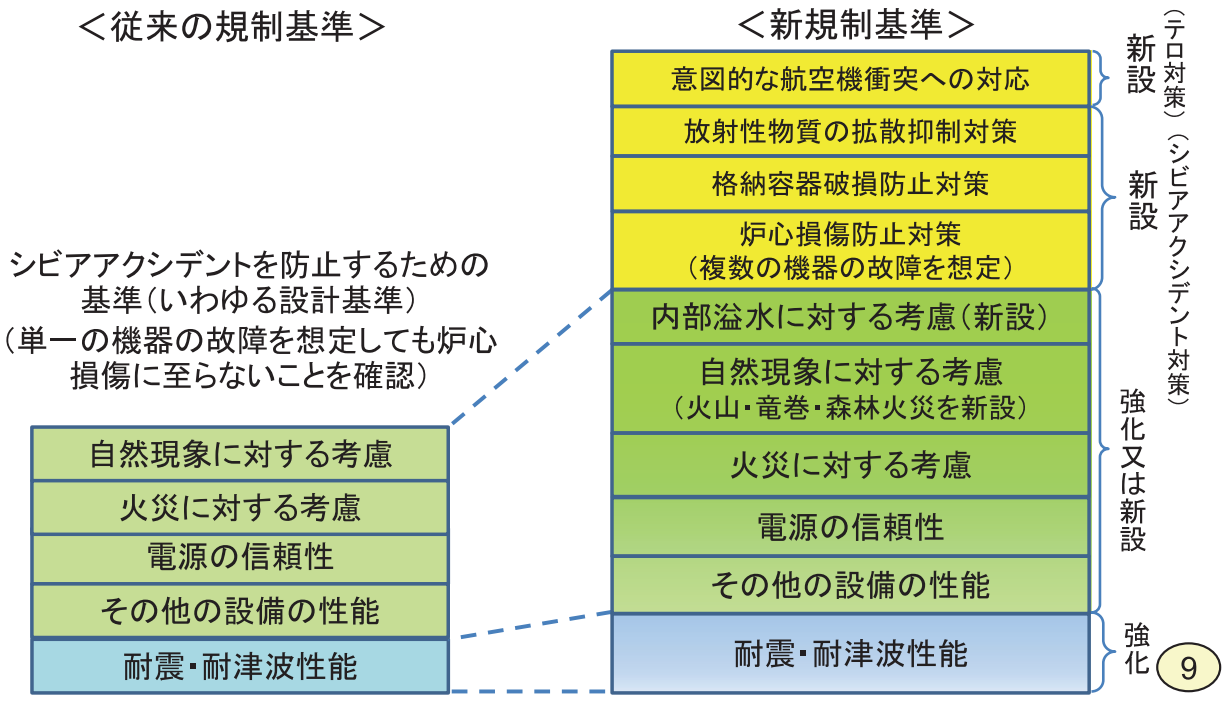
⑤ ハード（設備）とソフト（現場作業）が一体として機能を発揮することが重要であり、手順書の整備や人員の確保、訓練の実施等も要求。

⑥ 意図的な航空機衝突等への対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求。信頼性向上のためのバックアップ対策として特定重大事故等対処施設を導入

8

従来の規制基準と新規制基準との比較

- 従来と比較すると、シビアアクシデントを防止するための基準を強化するとともに、万一シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準を新設



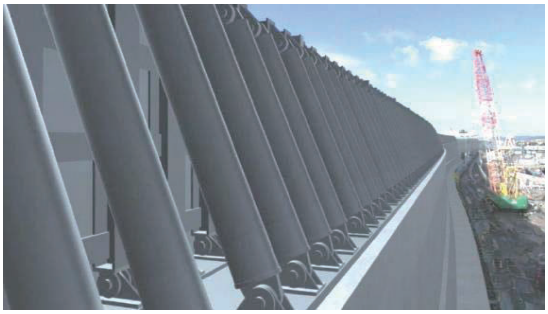
9

津波対策の大幅な強化

- 既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求。
- 津波防護施設等は、地震により浸水防止機能等が喪失しないよう、原子炉圧力容器等と同じ耐震設計上最も高い「Sクラス」とする。

＜津波対策の例（津波防護の多重化）＞

○津波防護壁の設置
（敷地内への浸水を防止）



○防潮扉の設置
（建屋内への浸水を防止）

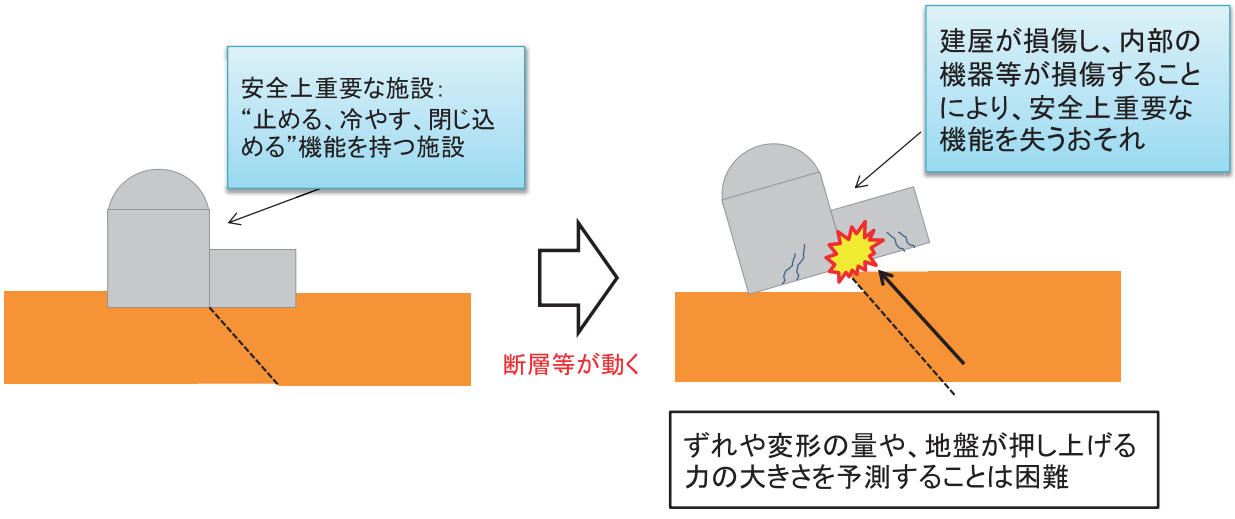


10

地震による揺れに加え地盤の「ずれや変形」に対する基準を明確化

- 活断層が動いた場合に建屋が損傷し、内部の機器等が損傷するおそれがあることから、耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等は、活断層等の露頭（※）がない地盤に設置することを要求。

（※）露頭とは、断層等が表土に覆われずに直接露出している場所のこと。
開削工事の結果、建物・構築物等の接地を予定していた地盤に現れた露頭も含む。



11

資料

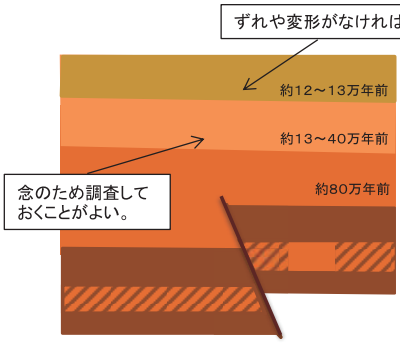
活断層の認定基準を明示

➢ 将来活動する可能性のある断層等は、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないものとし（例示①）、必要な場合は、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って活動性を評価（例示②）することを要求。

例示①

約12～13万年前であることが証拠により明確な地層や地形面が存在する場合

約12～13万年前の地層又は地形面に、断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことが確認できる場合は、活断層の可能性はないと判断できる。
なお、この判断をより明確なものとするために、約13～40万年前の地層又は地形面に断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことを、念のため調査しておくことが重要である。



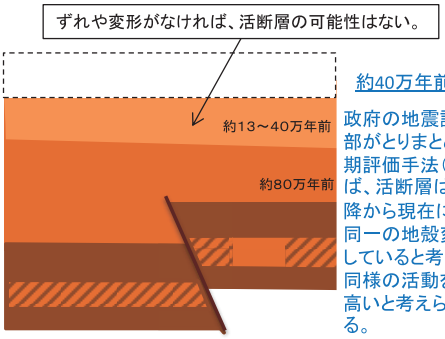
約12～13万年前とは？

この時代は温暖な気候により海面が現在より高い状態が続いたため、この時代に生成された海成段丘が日本各地に残っている。
そのため、この時代の地層は比較的見つけやすいと言われており、断層の活動性を判断する際の指標として用いられている。

例示②

約12～13万年前の地層や地形面が存在しない場合、あるいは、この時期の活動性が明確に判断できない場合

約40万年前まで遡って、地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討することにより、断層活動に伴う「ずれや変形がない」ことが確認できる場合は、活断層の可能性はないと判断できる。
この場合、地層又は地形面の年代は約13～40万年前の期間のいずれの年代であっても良い。



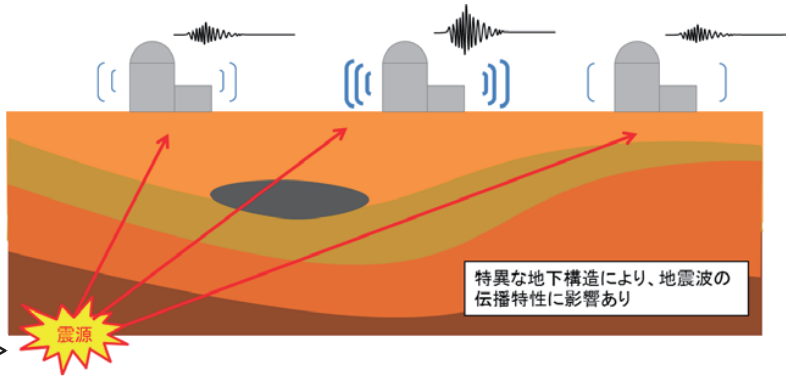
約40万年前以降とは？

政府の地震調査研究推進本部がとりまとめた活断層の長期評価手法（暫定版）によれば、活断層は約40万年前以降から現在に至るまで、ほぼ同一の地殻変動様式が継続していると考えられ、今後も同様の活動をする可能性が高いと考えられるとされている。

12

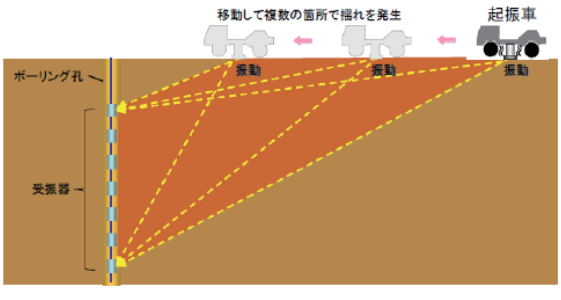
より精密な「基準地震動」の策定

➢ 原子力発電所の敷地の地下構造により地震動が増幅される場合があることを踏まえ、敷地の地下構造を三次元的に把握することを要求。



＜地下構造調査の例＞

起振車で地下に振動を与え、ボーリング孔内の受振器で受振。解析することで、地下構造を把握。





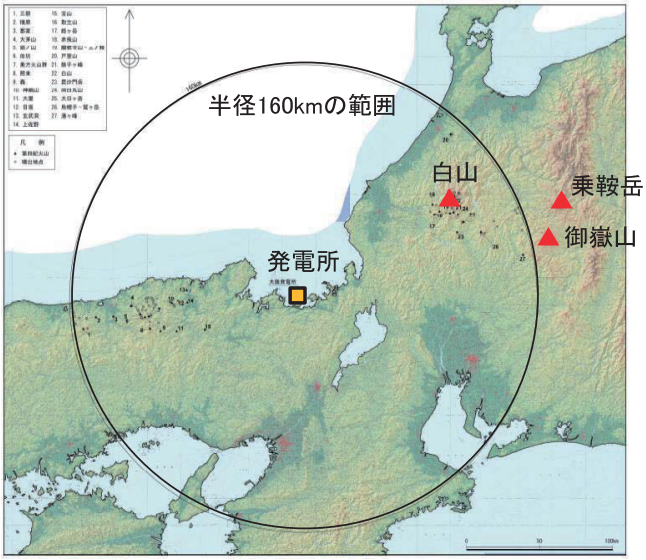
起振車

13

その他の自然現象の想定と対策を強化

➢ 共通要因による安全機能の喪失を防止する観点から、火山・竜巻・森林火災について、想定を大幅に引き上げた上で防護対策を要求。

（火山の例）
原子力発電所の半径160km圏内の火山を調査し、火砕流や火山灰の到達の可能性、到達した場合の影響を評価し、予め防護措置を講じることを要求。



14

自然現象以外の事象による共通要因故障への対策（その１）

➢ 自然現象以外に共通要因による安全機能の喪失を引き起こす事象として、停電（電源喪失）への対策を抜本的に強化。

新規制基準と従来の規制基準との比較（電源）

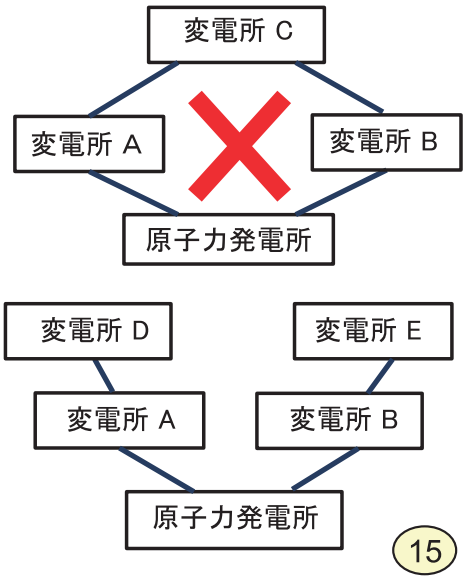
	従来	新規制基準
外部電源	2回線（独立性の要求なし）	2回線（独立したものを要求）
所内交流電源	常設2台（非常用ディーゼル発電機）	左記に加え、常設1台追加、可搬型（電源車）2台追加、7日分の燃料を備蓄
所内直流電源	常設1系統（容量は30分）	左記の容量増加（24時間）、可搬型1系統及び常設1系統を追加（いずれも24時間分）

※上記の他、電源盤等についても共通要因で機能喪失しないことを要求



高台への電源車の配備（可搬型交流電源）

外部電源系の強化（独立した異なる2以上の変電所等に2回線以上の送電線により接続）



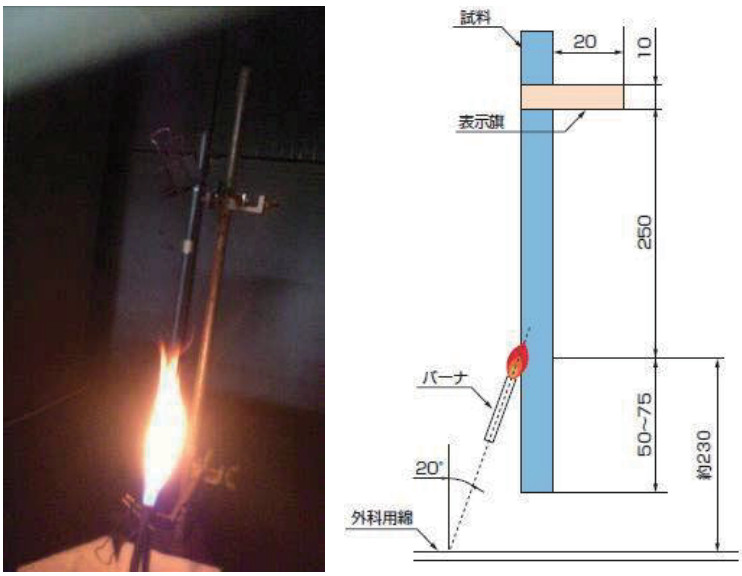
15

資料

自然現象以外の事象による共通要因故障への対策（その２）

➢ 自然現象以外に共通要因による安全機能の喪失を引き起こす事象として、火災・内部溢水などについても対策を強化。

（火災対策の例）
安全機能を有する構築物等のケーブルについて、実証試験により難燃性が確認されたものを用いることを要求。

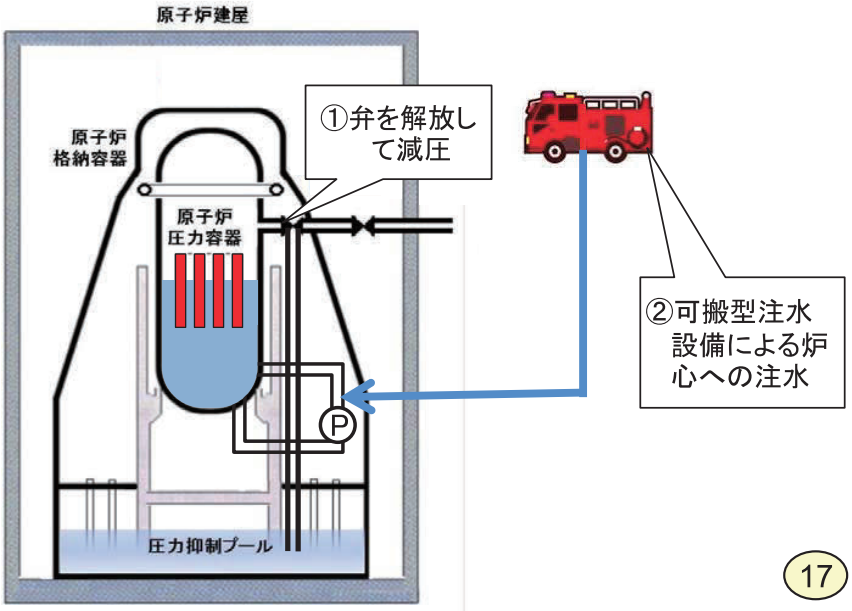


自己消火性の実証試験の例（UL垂直燃焼試験）

16

炉心損傷防止対策

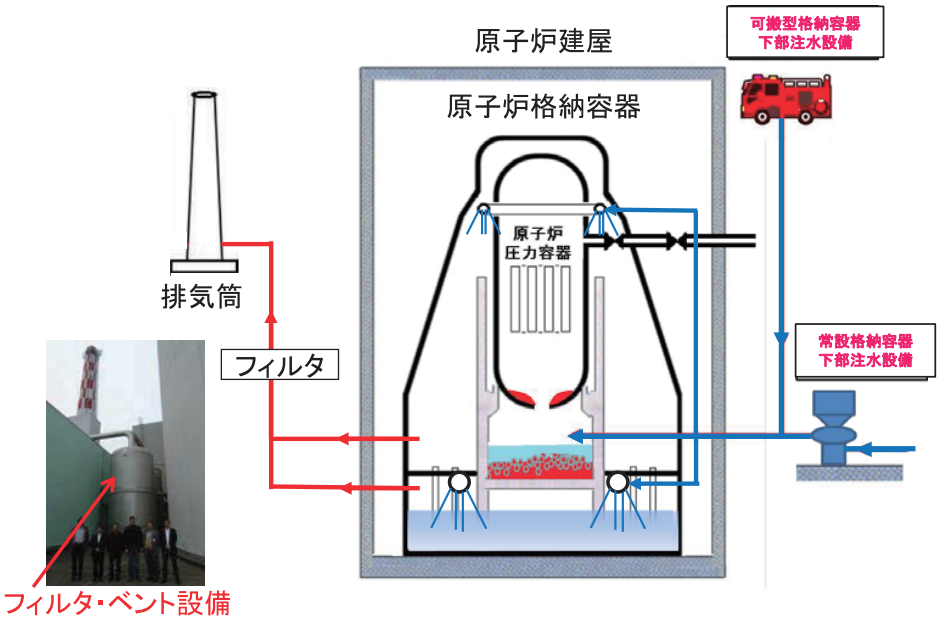
➢ 万一共通要因による安全機能の喪失などが発生したとしても炉心損傷に至らせないための対策を要求。
（例１）電源喪失時にも可搬型電源等により逃がし安全弁を解放し、可搬型注水設備等による注水が可能となるまで原子炉を減圧（BWR）。
（例２）原子炉を減圧後、可搬型注水設備により炉心へ注水。



17

格納容器破損防止対策

- 炉心損傷が起きたとしても格納容器を破損させないための対策を要求。
 （例１）格納容器内圧力及び温度の低下を図り、放射性物質を低減しつつ排気するフィルタ・ベントを設置（BWR）。
 （例２）溶融炉心により格納容器が破損することを防止するため、溶融炉心を冷却する格納容器下部注水設備（ポンプ車、ホースなど）を配備。



18

敷地外への放射性物質の拡散抑制対策

- 格納容器が破損したとしても敷地外への放射性物質の拡散を抑制するための対策を要求

屋外放水設備の設置など(原子炉建屋への放水で放射性物質のプルーム（大気中の流れ）を防ぐ)



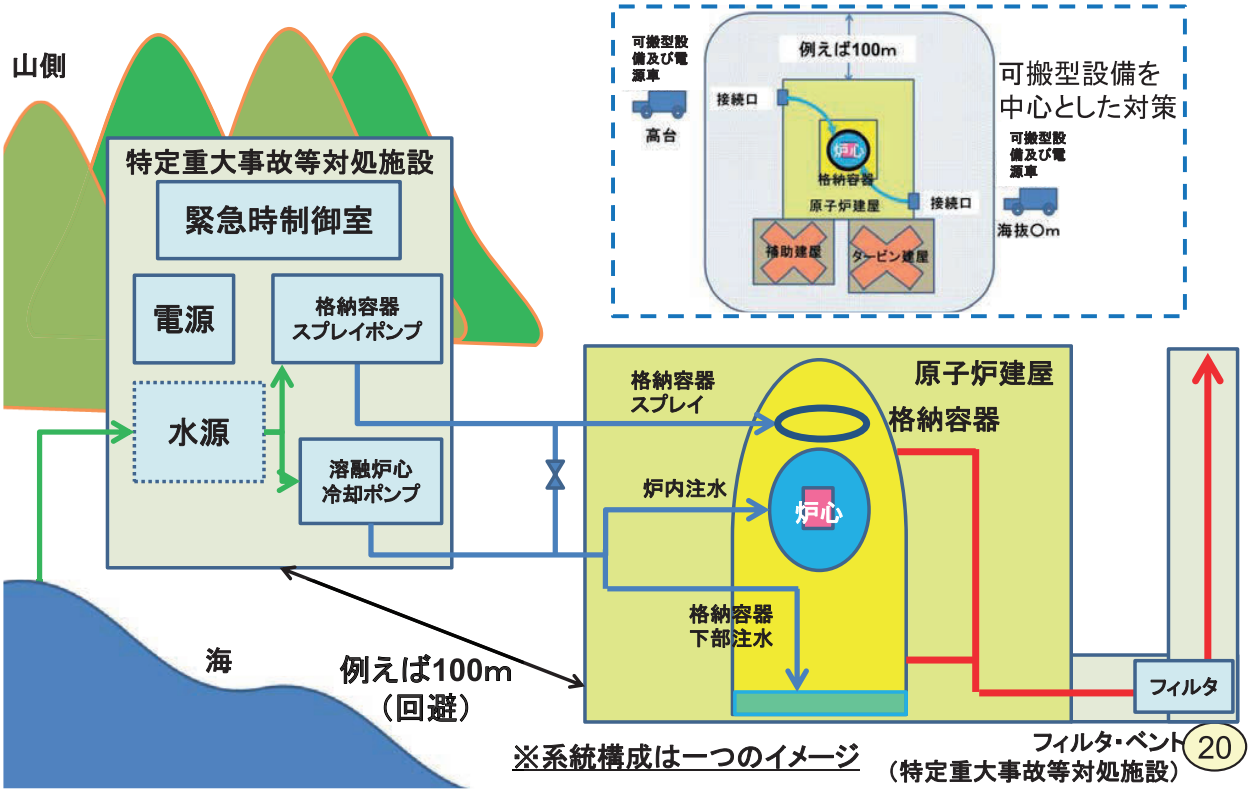
対策イメージ（大容量泡放水砲システムによる放水）

（画像の引用）
平成23年度版消防白書　http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/h23/html/2-1-3b-3_2.html

19

意図的な航空機衝突などへの対策

- 意図的な航空機衝突などへの可搬型設備を中心とした対策（可搬型設備・接続口の分散配置）。バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



20

新規制基準への適合を求める時期について

- 今回、福島第一原発事故の教訓を踏まえて必要な機能（設備・手順）は全て、平成25年7月の新規制基準の施行段階で備えていることを要求。
- その上で、信頼性を向上させるバックアップ施設は、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画の認可から5年後までに備えていることを要求。

	平成25年7月の施行段階で必要な機能を全て求める	信頼性向上のためのバックアップ施設は、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画の認可から5年後までに備えていることを求める
シビアアクシデントを起こさないための機能（強化）	・地震・津波の厳格評価 ・津波対策（防潮堤） ・火災対策 ・電源の多重化・分散配置　等	
シビアアクシデントに対処する　ための機能（新設） ※テロや航空機衝突対策含む	・炉心損傷の防止 （減圧、注水設備・手順） ・格納容器の閉込め機能 （BWRのフィルタベント等） ・緊急時対策所 ・原子炉から100mの場所へ電源車・注水ポンプ等を保管　等	・バックアップ施設 ー原子炉から100mの場所に電源、注水ポンプ、これらの緊急時制御室を常設化（特定重大事故等対処施設） ー常設直流電源（3系統目）

21